

図 参考9 - 1 パターン (廃棄時廃棄者負担方式・機器対応)

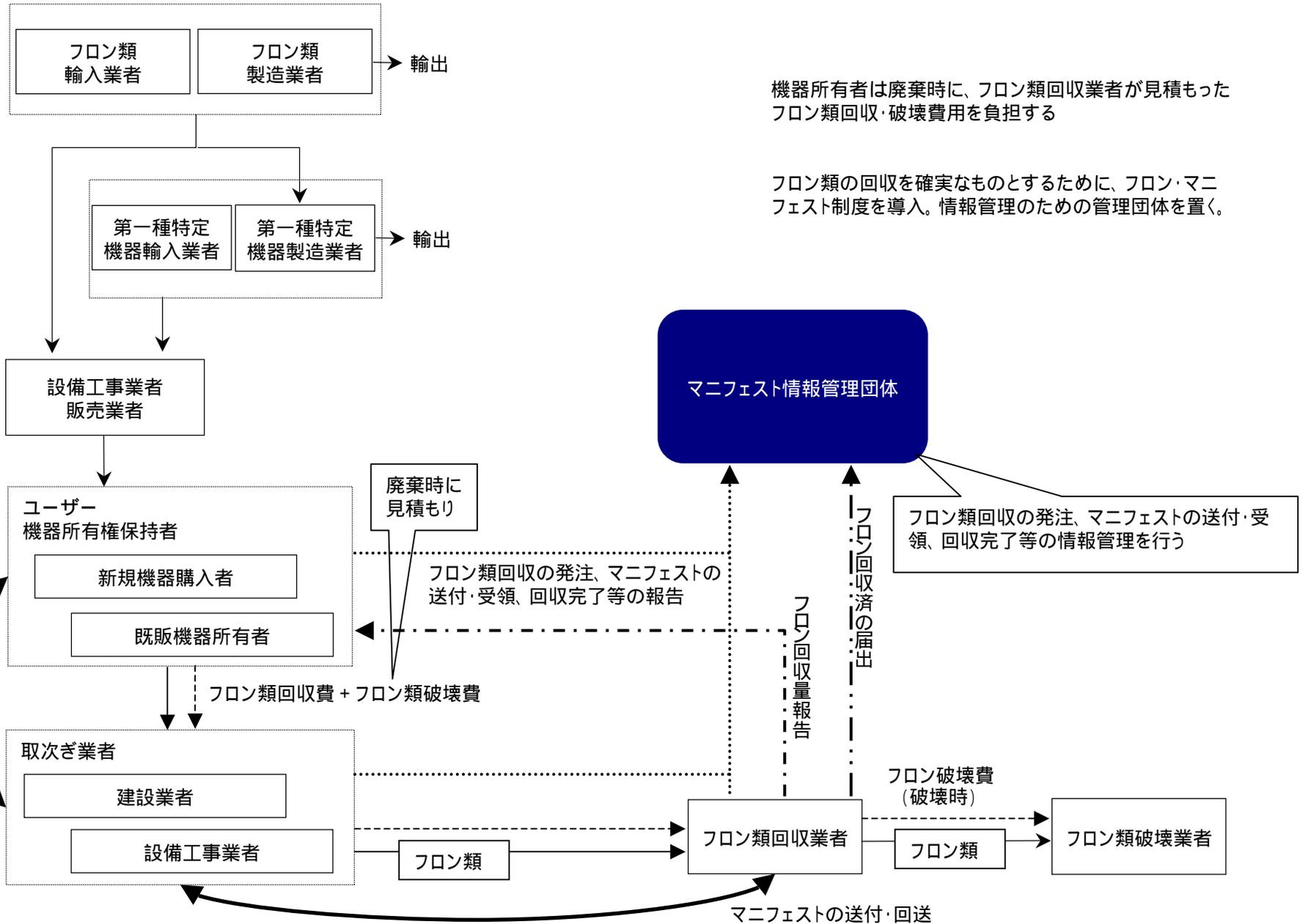
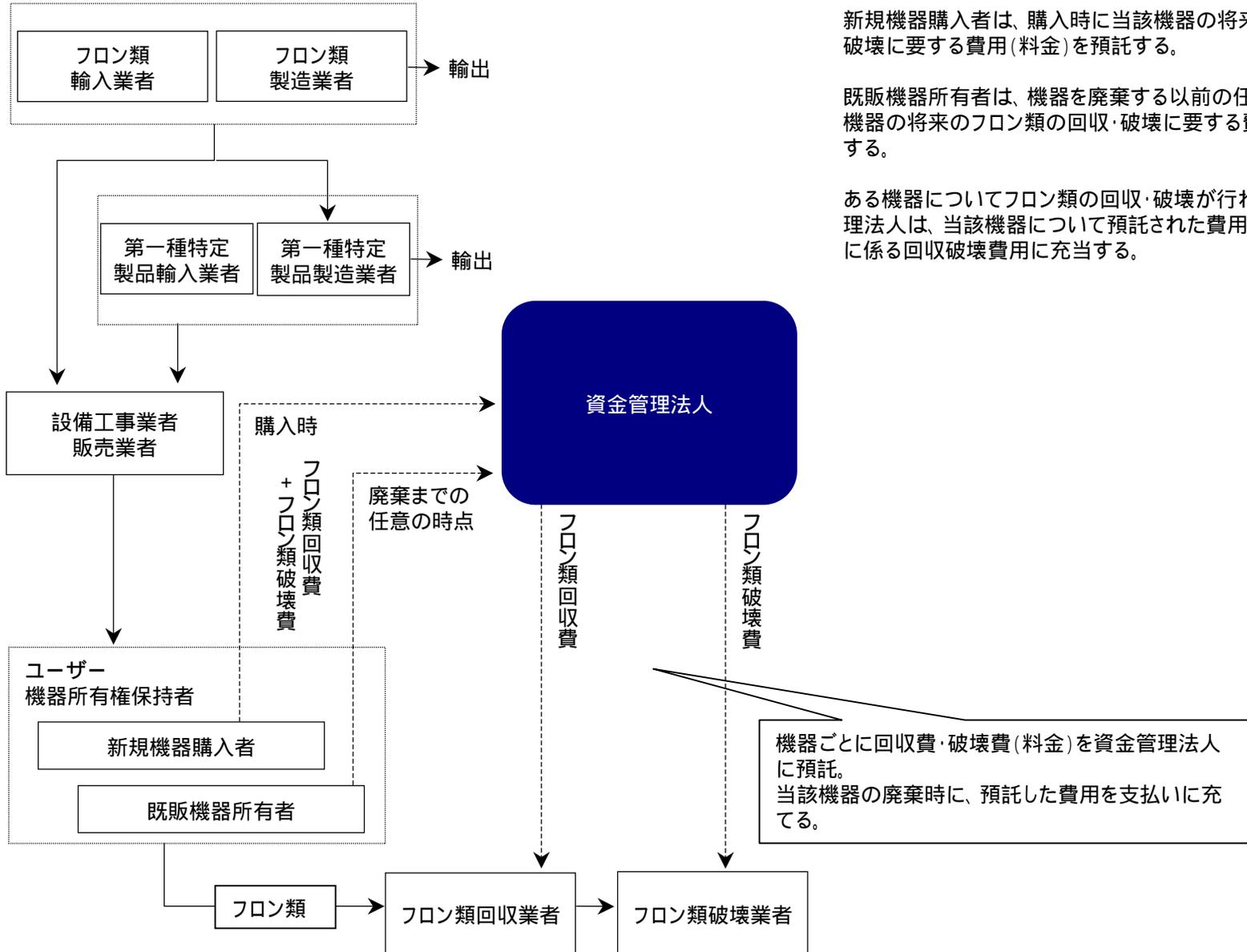


図 参考9 - 2 パターン (料金前払い方式・機器対応(自動車リサイクル制度に類似))



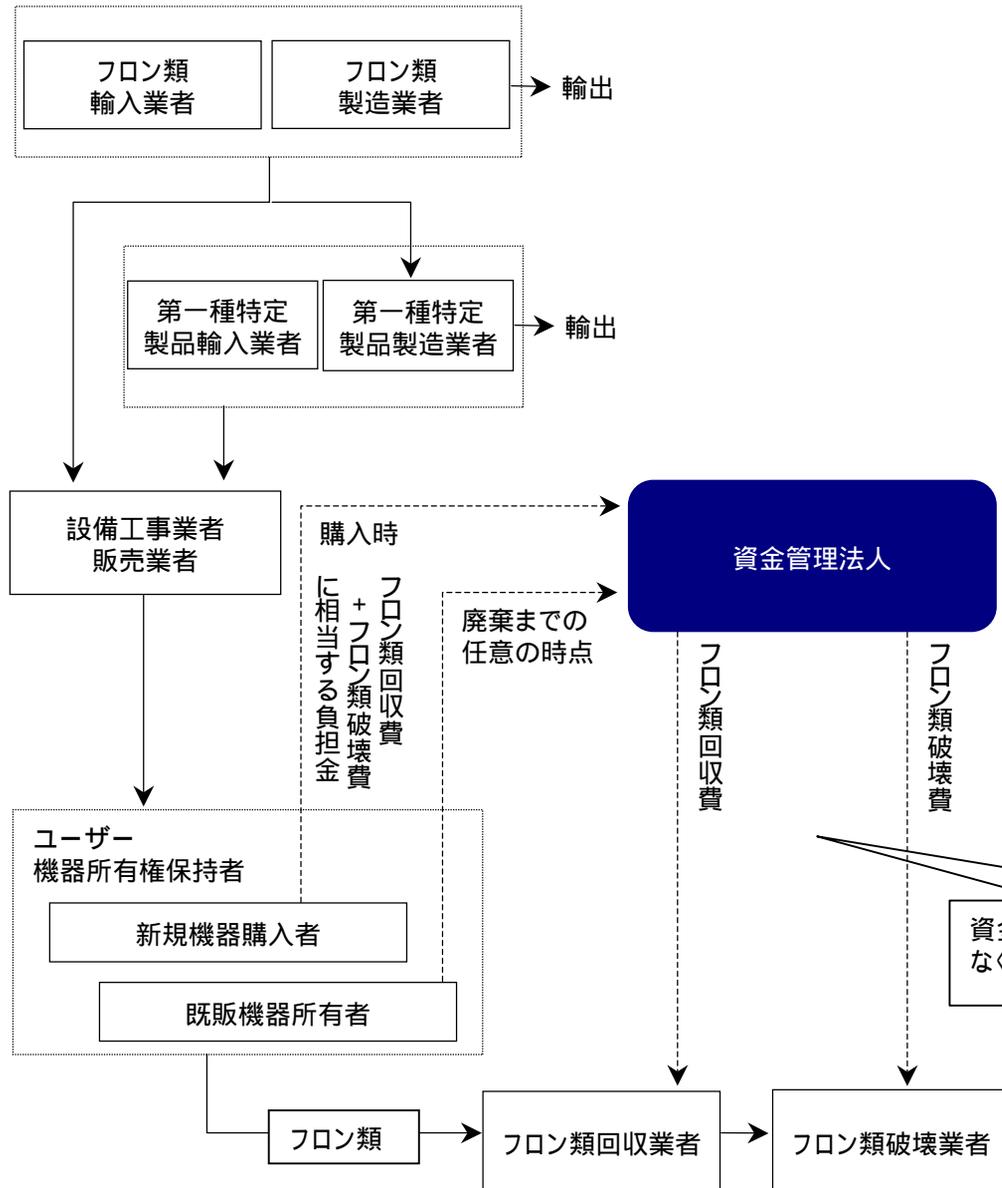
新規機器購入者は、購入時に当該機器の将来のフロン類の回収・破壊に要する費用(料金)を預託する。

既販機器所有者は、機器を廃棄する以前の任意の時点で、当該機器の将来のフロン類の回収・破壊に要する費用(料金)を預託する。

ある機器についてフロン類の回収・破壊が行われた場合、資金管理法人は、当該機器について預託された費用(料金)を当該機器に係る回収破壊費用に充当する。

機器ごとに回収費・破壊費(料金)を資金管理法人に預託。当該機器の廃棄時に、預託した費用を支払いに充てる。

図 参考9 - 3 パターン (負担金方式・機器非対応)



新規機器購入者は、購入時に当該機器のフロン類の回収・破壊に要する費用に相当する負担金を納付する。

既販機器所有者は、機器を廃棄する以前の任意の時点で、当該機器のフロン類の回収・破壊に要する費用に相当する負担金を納付する。

ある機器についてフロン類の回収・破壊が行われた場合、資金管理法人は、同法人に納付された負担金の中から、任意の機器の回収破壊費用に充てるため、順次フロン類回収業者、フロン類破壊業者に対して支払う。

資金管理法人に納付された負担金を機器に関わりなく、順次回収業者・破壊業者に支払う。

図 参考9 - 4 パターン (擬年金方式・機器非対応)

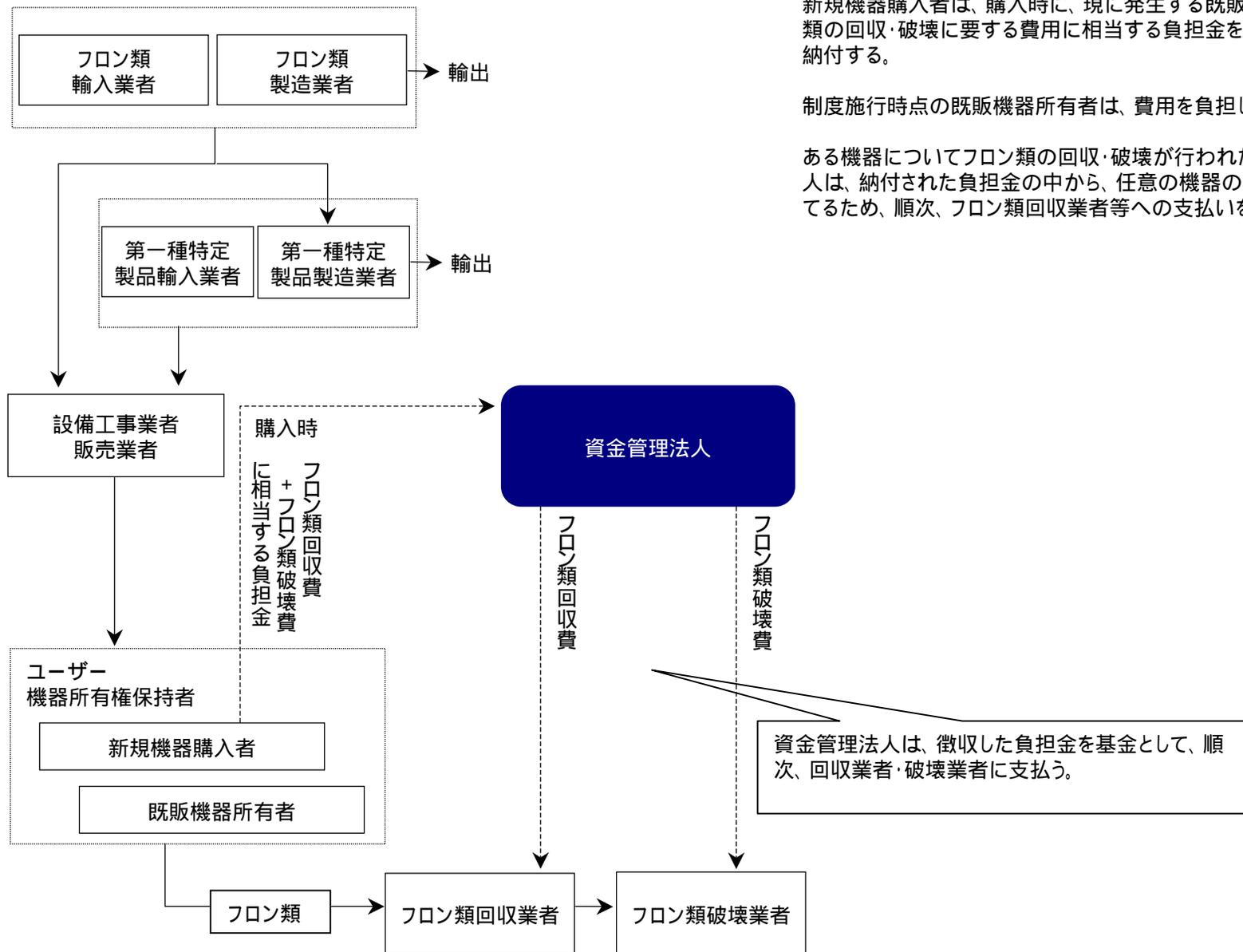
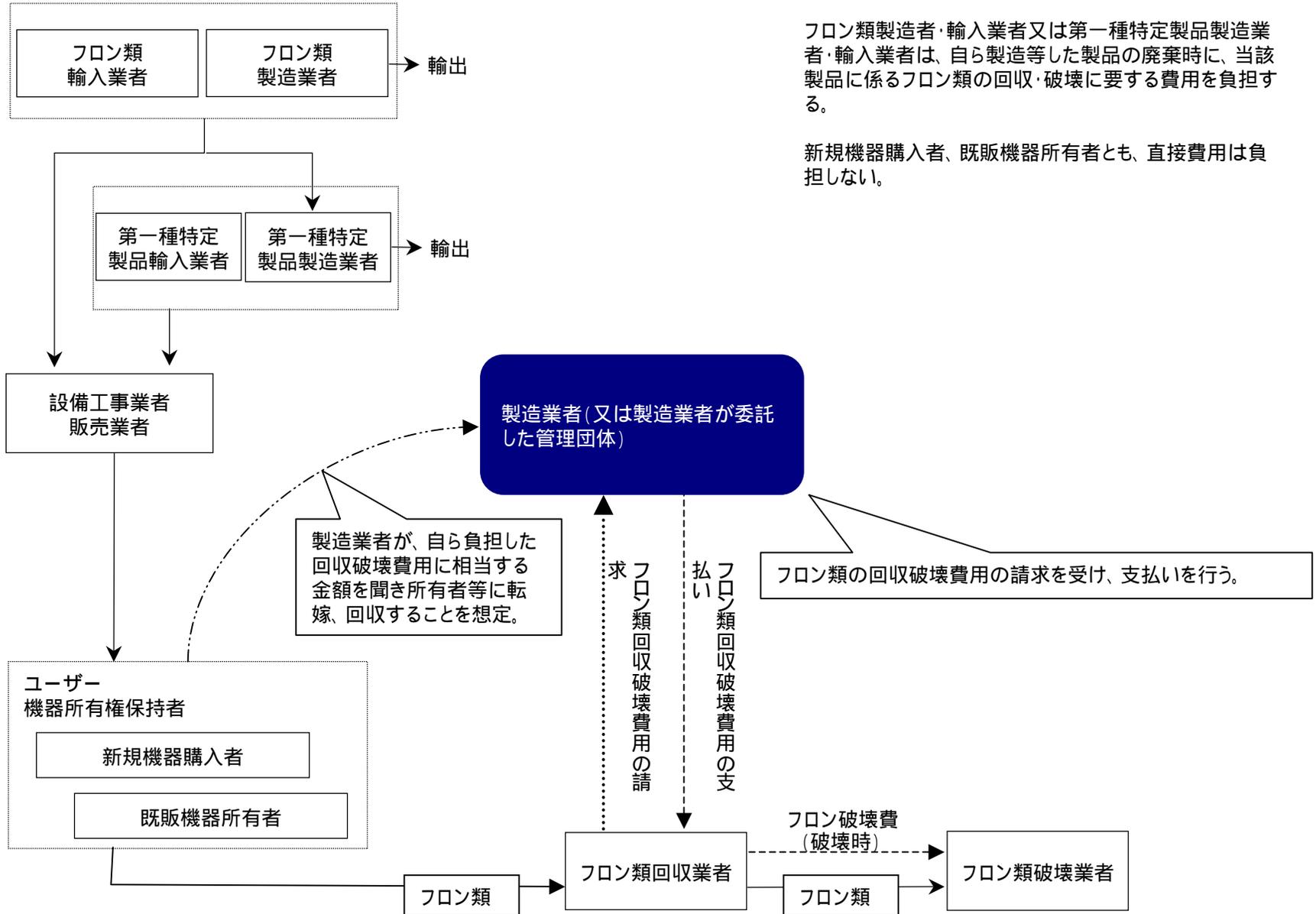


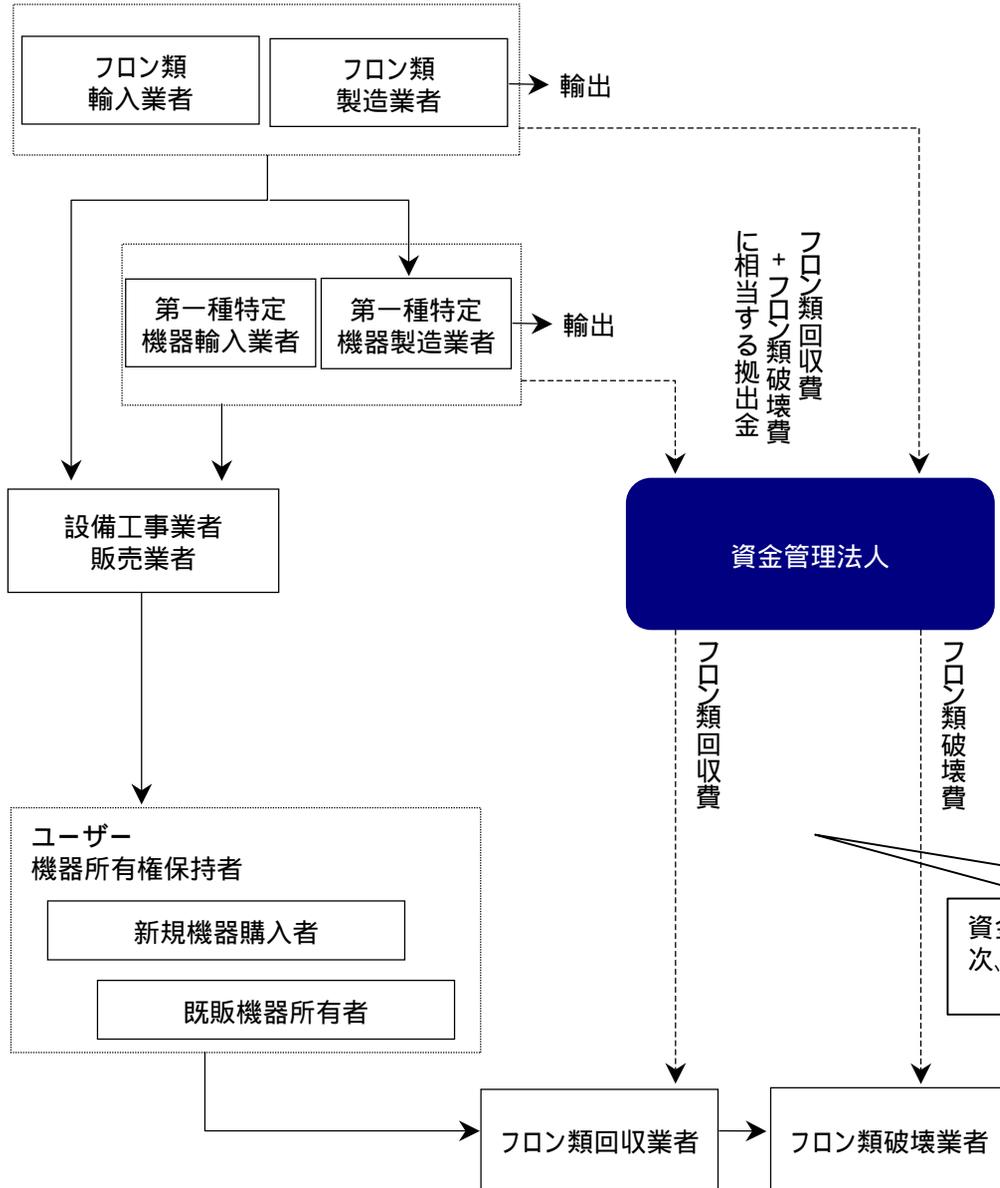
図 参考9 - 5 パターン (廃棄時製造業者負担方式・機器対応)



フロン類製造者・輸入業者又は第一種特定製品製造業者・輸入業者は、自ら製造等した製品の廃棄時に、当該製品に係るフロン類の回収・破壊に要する費用を負担する。

新規機器購入者、既販機器所有者とも、直接費用は負担しない。

図 参考9 - 6 パターン (製造業者拠出金方式・機器非対応)



フロン類製造・輸入業者又は第一種特定機器製造・輸入業者は、現に発生する既販機器に係るフロン類の回収・破壊に要する費用に相当する金額を、資金管理法人に拠出する。

新規機器購入者、既販機器所有者とも、直接費用は負担しない。

ある機器についてフロン類の回収・破壊が行われた場合、資金管理法人は、拠出された基金の中から、順次、フロン類回収業者等への支払いを行う。

資金管理法人は、徴収した負担金を基金として、順次、回収業者・破壊業者に支払う。